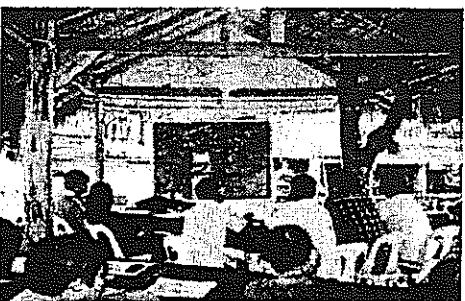


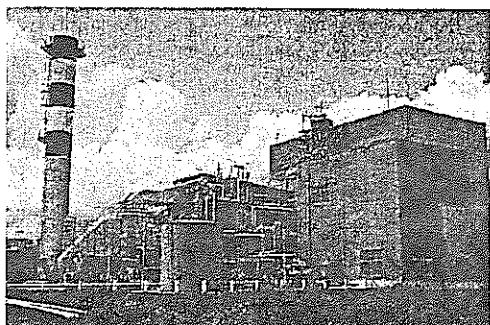
環境保全・改善プロジェクト (我が国NGOとの連携)

- フィリピン森林セクター支援:
OISCAによるコミュニティーリーダー候補生に対する研修実施
- 研修プログラム:
植栽理論の学習、植林および育苗

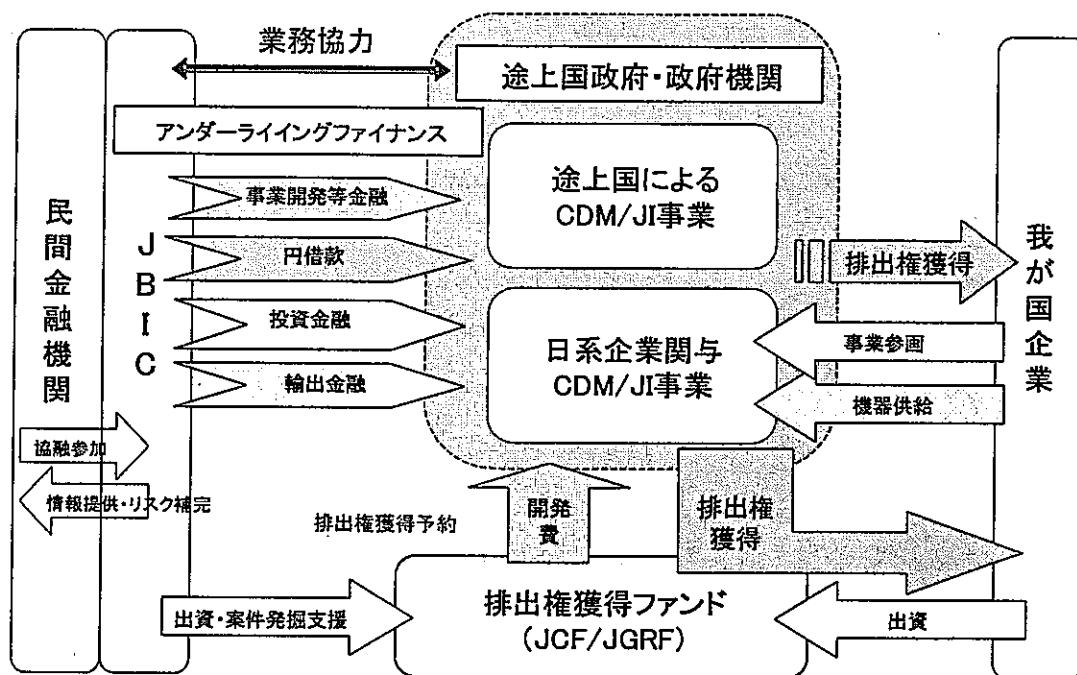


環境保全・改善プロジェクト (環境管理体制構築支援)

- ベトナム「環境管理体制構築支援借款」
- 電力公社: 環境配慮方針の未策定、各発電所における不十分な環境管理体制
- ソフト面: 電力公社の環境配慮方針、環境管理体制導入に係るアクションプラン策定・実施
ハード面: 既設発電所における環境機器納入

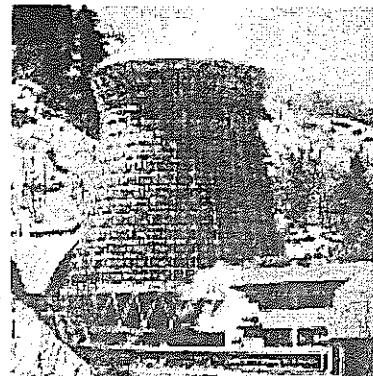


地球温暖化への取組み (排出権獲得に向けた総合的支援)



地球温暖化への取組み (CDM案件の形成)

- エジプト「ザファラーナ風力発電事業」
120MWの風力発電所⇒約23万t/年のCO₂削減効果
- インドネシア「ウルブル地熱発電所建設事業」
110MWの地熱発電所⇒約76万t/年のCO₂削減効果



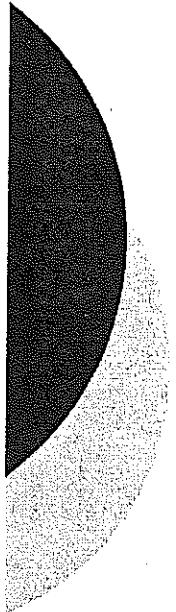
環境社会配慮の徹底

- 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定、2003年10月施行)
- 異議申立手続きの導入



第三次環境基本計画・意見

- 開発パートナーシップの推進(自治体・NGOとの連携促進)
- 開発途上国における人材育成・技術支援
- 地球規模問題への支援
- 事業における環境と開発の両立



國際協力銀行
Japan Bank for International Cooperation
HP: <http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php>

環境基本計画見直しに係る中央環境審議会総合政策部会委員との意見交換会における意見

気候ネットワーク
常任運営委員
畠直之

1. 気候ネットワークの取組状況について

気候ネットワークは地球温暖化問題に取り組んでいる環境NGOである（別添のニュースレターを参照）。

従って、以下、温暖化分野や関連する政策を中心に意見を述べる。

2. 環境基本計画見直しに関する意見

2-1. 環境基本計画全体、特に逆行する政策について

環境基本計画に書かれていることは全体として基本的に良いことであり、誰もが賛成する中身である。しかし他の分野（特に開発政策）との兼ね合いで環境破壊を防止するという点が欠如している。

温暖化分野に関していえば、温室効果ガス排出削減の施策がとられる一方で、温室効果ガス排出増を促してしまう開発政策が行われている。例えば、CO₂排出の多い自動車利用を促してしまう道路建設の推進、公共交通の衰退の放置、エネルギー多消費や自動車依存を進めてしまう野放図な都市計画の容認、などである。

そこで、逆行する政策に歯止めをかけるため、温室効果ガスを含む環境負荷の定量的基準に基づく環境影響評価（いわゆる政策アセス）を導入し、環境の観点から開発政策をきちんとチェックするべきである。

根本的には、環境政策が他政策に優先することが必要と考える。

2-2. 温暖化分野について

2-2-1. 温暖化分野全体、特に政策強化について

現行の第2次環境基本計画の第3部・第1章・第1節や同第2章・第1節の記述は、当時の地球温暖化対策推進大綱の要点が書かれているにすぎない。この度の第3次環境基本計画では、4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画の要点が書かれることになるのであろうか。

私たちは、京都議定書目標達成計画もかつての地球温暖化対策推進大綱と同様に、政策の実効性が極めて弱く、このままでは目標達成が危ういと指摘している（別紙の参考資料を参照）。

次期環境基本計画においては、政策強化が必要である旨を確認してほしい。

私たちは、各分野の個別政策の強化と経済的手法、特に炭素税（環境税・温暖化対策税）の早期導入（後述）の両方を急ぐべきと考えている。

2-2-2. 政策の定量的な評価について

環境基本計画を含め、日本においては事前・事後の政策の評価がきちんと行われていない。環境政策の中でも温暖化分野は特に、温室効果ガス排出量の増減という定量的な尺度で政策の評価を行うことが可能である。各政策の定量的な評価とそれに基づく見直し（強化や変更）の仕組みを導入すべきである。

2-2-3. 長期的な視野について

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」に出てくる、「6. 長期的な視野からの政策形成 ○50年といった長期的な視野を持った取組の推進」という記述は評価する。温暖化分野においては温室効果ガスの大幅削減に向け50年後・100年後を見通すことが必須である。現行の第2次環境基本計画の「中長期目標」の項の記述は不十分であり、「中長期的な更なる削減、先進国の責務としての大幅削減の方向性」を次期環境基本計画に明記すべきである。

2-2-4. 部門別の排出量の記述について

現状の排出動向について記述する場合は（現行の第2次環境基本計画では、第3部・第1章・第1節のP.40）、単に部門別の排出量の増減の傾向を記するだけでなく、各部門の活動量（の指標）の動向も併記すべきである。例えば、産業部門は排出量が横這いといわれるが、生産量（の指標）は減少している（製造業の2002年度と1990年度を比較すると、CO₂排出量は横這い（0.2%減）だが鉱工業生産指数（IIP）は7.7%減であり、効率は悪化している）。

2-2-5. 國際的なルールづくりへの参画について

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」に「○国際的なルールづくりへの積極的な参画」という項があるが、少なくとも地球温暖化問題の分野では出来ていない。

国内での排出削減を着実に進めることができ、国際的にも前向きなリーダーシップを発揮することにつながると考える。

2-2-6. 原子力発電について

環境基本計画では、地球温暖化対策推進大綱と同様、原子力を二酸化炭素排出抑制に資するとして温暖化対策として位置付けている。しかし原子力は放射性物質や放射性廃棄物により放射能という重大な環境負荷を生ずる。このことを環境基本計画は基本的に無視している。

ある環境負荷を減らすために他の環境負荷を増大させる方法は避けるべきであり、私たちは原子力の利用に反対であり、順次縮小すべきである。

2-3. 関連する政策、特に経済的手法の税・課徴金について

今回の「第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」において、10の重点分野の一つに「⑦市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」が挙げられ、随所に経済的手法に関して多く触れられていることは評価する。

しかしそのためには、普及啓発等では不十分であり、環境コストを内部化する政策手法である税・課徴金の導入が必要不可欠である。

温暖化分野では、特にエネルギー起源CO₂はあらゆる所から排出され、またCO₂自体が直接有害な訳ではないので、公害対策のような直接規制よりも、税・課徴金の炭素税（環境税・温暖化対策税）が政策手法としてより適している。

言い換えれば、エネルギー起源CO₂の削減のためには、日本全体をカバーできる炭素税という政策が必要不可欠であるといえる。その旨を次期環境基本計画に盛り込むことを求める。

以上

<参考資料>

2005年4月28日

「京都議定書目標達成計画」の閣議決定にあたって（コメント）

目標達成にほど遠い「計画」の早急な見直しを見据えて

気候ネットワーク
代表 浅岡美恵

● ‘達成計画’とは言えない計画

京都議定書発効を受けて、本日4月28日、政府の京都議定書目標達成計画が閣議決定された。

計画は、第1約束期間が始まる2008年を目前に控え、エネルギー起源CO₂の目標を90年比で0.6%増加に緩和したにもかかわらず、目標の確実な達成を担保する政策措置を欠いているため、達成が極めて危ういことは衆目の一致するところである。個別の対策をみると、削減量が法的に担保されているものはわずか15%、基準が掲げられているものに過ぎないものが13%、経団連自主行動計画に委ねられたものが25%であり、それ以外は基準もなく促進策のみや数字合わせという他なものであって^注、‘京都議定書目標達成計画’と呼ぶにはほど遠い。

しかも、計画はすべての事業者・市民の取組みが必要とされる温暖化対策についての緊急の計画であり、国民的関心と削減行動が不可欠であると強調されているにもかかわらず、計画案のパブリックコメントを求めた期間がわずか2週間であったことにも示されているように、行政内部による計画づくりにとどまって、国民の理解や協力のための土壤づくりにもほど遠いといわざるをえない。

●中長期目標が不可欠

このような計画づくりに終わったのは、一部産業界が抵抗を続けるなか、京都議定書の第1約束期間の目標達成の意義について、政府にその重大さ・緊急性の認識が欠けているからである。いうまでもなく、第1約束期間の目標は気候の安定のための取組みのほんの小さな一步であり、第1約束期間の目標についての数字合わせをすれば足りるというものではない。脱温暖化に向けて日本の中長期目標を明確にし、社会・経済構造を大きく転換していく過程としての第1約束期間の目標をどう達成していくのかが問われている。「国民運動」とは、そうした中長期的方向性を国民に提起し、共有してはじめて実現できるものである。数字合わせに終始するような「計画」によって国民的行動のうねりを期待できないことはいうまでもない。

●早急な政策強化が必須

排出量の大半を占める事業者からの排出削減はまずもって重要である。全体の5割をカバーするとされる大口排出事業者についての排出量の把握・報告・公表制度は、これまで

^注達成計画において排出削減見込量が示されている対策について、気候ネットワークで評価を行ったもの。

のように、経団連自主行動計画に委ねるのではなく、取組みの進捗を透明性をもって的確に判断できるものとして十分機能するものでなければならず、その運用において事業者の要請のままに企業秘密として非開示とすることがあってはならない。これらは、排出枠を設けた国内排出量取引制度の基盤ともなるものである。

また、排出増加が顕著であるとして経済界から指摘されているオフィスや家庭からの排出は、床面積や世帯数の増加など排出増加要因による側面が大きく、その削減には、任意の取組みに委ねるのではなく、確実な省エネ・省資源型消費行動につながる抜本的な政策強化が必要である。とりわけ、住宅・建築物の耐用期間に照らせば、住宅・建築物の省エネ性能の強制基準化や取組みへのインセンティブの付与は急務である。

さらに石炭火力発電抑制策や代替フロン使用規制などの政策も求められる。

何よりも、温室効果ガスの排出削減の努力が報われ、誰もが確実に継続的に取組む経済的仕組みとして、炭素税（環境税・温暖化対策税）の早急な導入に向けて直ちに国民的議論を高めながら制度設計を具体化する必要がある。

私たちは、「計画」策定を機に、市民の立場で、地域で率先して実行していくことはもとより、これらの政策の重要性を提示し、るべき目標達成計画への早急な見直しを求めていきたい。

以上

【この件に関するお問合せ先】

気候ネットワーク（東京事務所） 担当：畠
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ウッドフィールド2F
TEL 03-3263-9210、FAX 03-3263-9463
E-Mail : kikotko@jca.apc.org
URL : <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

平成 17 年 8 月 26 日
(社) 全国木材組合連合会
常務理事 角谷宏二

環境審議会総合政策部会ヒヤリング 発言要旨

環境税の必要性 (P 8)

P 8 に「新たな負担を国民に求める可能性がある。国民の理解と協力を得るよう努力する。」とある。広く国民の負担を求めるという観点から見れば、環境問題の解決のために新税は必要。

例えば、地球温暖化対策に対し、現実は実行が伴っていない。

農林業に対する考え方の転換を (P 11)

国土と深く関わっている農林業の果たす生活環境への役割について、再評価し、現状を維持管理することにとどまらず、積極的に農林業を活用することも環境行政の新たな展開として必要。

不確実性 (P21)

「不確実性の残る段階での施策決定過程においては、国民とのコミュニケーションを十分図る。」これは特に必要。感情的、情緒的運動に流されるとなく、多くの負担を国民や社会に負わせる施策の実施は慎重に。

国際的取組みの推進 (P21)

国際的な連携と協力のもとで問題解決の方策を探らなければならない。貿易に関しては、WTOルールの下、環境を理由として貿易の制限ができる。しかし、地球環境の保全のためには自由な貿易が制限されてもやむを得ないと主張すべき時期。

違法伐採問題への取組み

森林の違法伐採問題は世界的に深刻な問題。生産国、消費国双方が違法伐採対策に向けて行動することが必要。

わが国でも、政府調達政策により公共事業を中心に違法伐採材の排除のための対策の導入を検討。

木材利用の推進

京都議定書目標達成計画の中で、森林吸収源として森林の整備と併せて木材利用の推進が重要な課題とされている。

グリーン購入法

広い意味で環境問題に寄与するにはリサイクル、リユースに留まらず、大きな意味での循環についても議論して欲しい。